

中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

①PL保険制度(生産物賠償責任保険)

※95年7月の制度発足以来、14,000件を超える支払実績!!

(補償内容)

貴社が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、物損事故が発生し、加入期間中に貴社に対して損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

特長

※中小企業のための専用商品設計に基づいた保険料!!

※全国で約6万件の引受実績!!

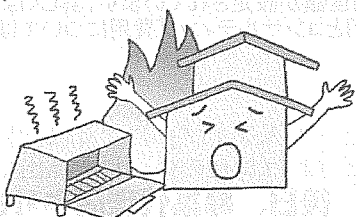
※製造業だけではなく、販売業、飲食業、工事業など幅広い業種が対象

(保険金のお支払い事例)※下記は当社が作成した架空の事故例であり過去に実際に発生したものではありません。

<製造業>

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

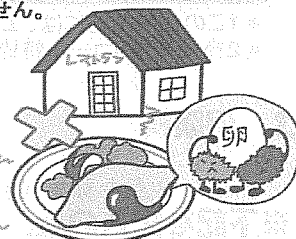
損害額: 約6,700万円



<飲食業>

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額: 約1,400万円



②リコール特約*(オプション)

※制度発足後6年間で12,000件を超える加入実績!!

*従来のリコール費用担保特約は今年度改定され、「限定補償リコール特約」と「充実補償リコール特約」の2特約から選択いただくことが可能となりました。

充実補償リコール特約

貴社が製造・販売した製品による対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって負担する諸費用を補償する保険です。

対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれがあるために実施するリコールも対象となります。また、品質保持期限の表示誤りによるリコールも対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償対象となります。

限定補償リコール特約

貴社が製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)~(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に、貴社が重大事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって負担する諸費用を補償する保険です。

- (a)死亡・後遺障害
(b)治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病
(c)一酸化炭素中毒 (d)火災による財物の焼損

※「充実補償」・「限定補償」選べる2つのリコール特約

※充実補償リコール特約なら対人・対物事故のおそれにより実施する「リコール」も補償!!

対人・対物事故のおそれによるリコールについて

実際に死亡後遺障害等の重大事故が発生していなくても、製品の品質の不具合によりそのおそれがある場合、または品質保持期限の誤表示等がある場合、リコールを実施することがあります。

※部品製造事業者も対象(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

※販売事業者のリスクも担保

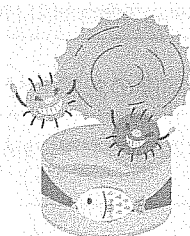
(リコールが発生し、社告を行った事例)※下記は当社が作成した架空の事例であり過去に実際に発生したものではありません。

製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。



充実	限定
○	×

魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。



充実	限定
○	○

1. 募集期間・加入期間

【新規・更改加入】

募集期間：2013年4月1日（月）～2013年5月31日（金）

加入期間：2013年7月1日（月）午後4時～2014年7月1日（火）午後4時

【中途加入】

加入期間：振込月の翌々月1日午前0時～2014年7月1日午後4時

※保険料振込締切は毎月末日（土日祝の場合前日）です

2. ご加入タイプ

①PL保険制度

加入タイプ	S型	A型	B型	C型
支払限度額*1 (1請求・保険期間中、対人対物合算)	5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額（自己負担額）（1請求あたり）：3万円				

②リコール特約（充実補償リコール特約・限定補償リコール特約）

保険期間中の支払限度額：1億円、3,000万円

（縮小支払割合 90%*2）免責金額（自己負担額）：なし

*1この保険契約には、上記支払限度額とは別に保険証券総支払限度額が設定されています。詳しくはパンフレットをご覧ください。

*2充実補償リコール特約でお支払する費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

3. 保険料

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の3点を募集代理店又は引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出できます。

※下記を記入の上、FAXにて送付してください。後日、募集代理店よりお見積もり等のご案内を致します。

天童商工会議所 行

(TEL:023-654-3511)(FAX:023-654-7481)

貴社名:

ご住所:

ご連絡先(電話番号、ご担当者名):

ご要望(いずれかにレ点をつけてご回答ください):

☐加入したい ☐詳しい説明が聞きたい ☐見積もりが欲しい

その他ご意見・ご要望:

※商工会議所は、本保険制度のご案内を行うため、照会票に記載された個人情報(住所・氏名等)を引受保険会社に提供させていただくことがあります。引受保険会社および引受保険会社グループ各社における個人情報の取扱いについては、各社のホームページをご覧ください。

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業者を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)」の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

本制度は以下の保険会社による共同保険契約です(50音順)

あいおいニッセイ同和損害保険□■	現代海上火災保険□■	東京海上日動火災保険□■	日本興亜損害保険□■
朝日火災海上保険□	セコム損害保険□	日新火災海上保険□■	富士火災海上保険□
エース損害保険	損害保険ジャパン□■	三井住友海上火災保険□■	共栄火災海上保険□■
大同火災海上保険□■	ニューインディア保険□■		

□の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っております

■の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っております

【本制度のお問合せ先】

天童商工会議所 担当:総務課
TEL 023-654-3511 FAX 023-654-7481

引受保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 山形中央支社
TEL:023-632-5510 FAX:023-632-5586